

資金移動業者に関する内閣府令について

第1 内閣府令の概要

1. 第1章（総則）

（1）第1条～第3条関係

この内閣府令における主な用語の定義等を定めるものである。

（2）第4条～第6条関係

資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第38条の委任に基づき、資金移動業者の登録申請手続、登録申請書の記載事項及び添付書類を定めるものである。

（3）第7条・第8条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、登録申請者への登録通知及び資金移動業者登録簿の縦覧の方法を定めるものである。

（3）第9条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、登録申請者への登録拒否通知の方法を定めるものである。

（4）第10条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、変更届出手続及び当該変更事項に係る資金移動業者登録簿への登録手続等を定めるものである。

2. 第2章（業務）

（1）第11条～第13条関係

資金決済法第43条の委任に基づき、履行保証金の供託手続、未達債務の額及び権利の実行の手続に関する費用の額の算出方法、履行保証金に充てることができる債券の種類及び当該債券の評価額を定めるものである。

（2）第14条～第17条関係

資金決済法第105条及び資金決済に関する法律施行令（以下「資金決済法施行令」という。）第16条の委任に基づき、履行保証金保全契約の届出手続、履行保証金保全契約を締結することができる銀行等及び銀

行等以外の者が満たすべき要件並びに履行保証金保全契約の解除承認手続を定めるものである。

(6) 第18条～第21条関係

資金決済法第45条及び第105条の委任に基づき、履行保証金信託契約の承認手続、履行保証金信託契約の内容、信託財産とすることができる預貯金や債券の種類及び当該債券の評価額を定めるものである。

(7) 第22条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、同法第46条の命令に基づき履行保証金の供託を行う場合の供託手続を定めるものである。

(8) 第23条関係

資金決済法施行令第17条第2項の委任に基づき、履行保証金を取り戻す際の債務の履行をすることができない場合の公告方法を定めるものである。

(9) 第24条～第26条関係

資金決済法第49条の委任に基づき、資金移動業の情報の安全管理措置として、当該資金移動業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならないことを定めるほか、個人利用者情報の安全管理措置及び特別の非公開情報の取扱いを定めるものである。

(10) 第27条関係

資金決済法第50条の委任に基づき、資金移動業者が資金移動業を第三者に委託する場合の措置として、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置の内容を定めるものである。

(11) 第28条関係

資金決済法第51条の委任に基づき、資金移動業者がその利用者に対して行うべき銀行等が行う為替取引との誤認を防止するために説明すべき事項及び説明方法を定めるものである。

(12) 第29条関係

資金決済法第51条の委任に基づき、資金移動業者がその利用者に対して提供すべき情報の内容、相手方等を定めるものである。

(13) 第30条関係

資金決済法第51条の委任に基づき、資金移動業者がその利用者から

資金を受領したときの受取証書の交付義務を定めるとともに、その記載事項及び交付方法等を定めるものである。

(14) 第31条関係

資金決済法第51条の委任に基づき、その他の利用者保護を図るための措置として、①資金移動業者がその行う為替取引について犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときの取引停止等の措置、②インターネット取引を行う場合に資金移動業者と他の者を誤認することを防止するための措置、③インターネット取引を行う場合に利用者が指図内容を確認訂正するための措置を講じなければならないことを定めるものである。

(15) 第32条関係

資金決済法第51条の委任に基づき、資金移動業者がその業務の内容及び方法に応じて、社内規則の策定、従業者に対する研修、委託先に対する指導等の体制を整備しなければならないことを定めるものである。

3. 第3章（監督）

(1) 第33条関係

資金決済法第52条の委任に基づき、資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存を定めるものである。

(2) 第34条関係

資金決済法第53条第1項の委任に基づき、資金移動業に関する報告書の提出手続、記載事項及び添付書類を定めるものである。

(3) 第35条関係

資金決済法第53条第2項の委任に基づき、未達債務の額及び資産保全に関する報告書の提出手続、記載事項及び添付書類を定めるものである。

(4) 第36条関係

資金決済法第56条第2項及び第58条の委任に基づき、所在不明者の公告及び監督処分公告の方法を官報と定めるものである。

4. 第4章（雑則）

(1) 第37条関係

資金決済法第59条第3項の委任に基づき、権利実行事務代行者へ委任することができる事務の内容を定めるものである。

(3) 第38条関係

資金決済法第61条第3項及び第105条の委任に基づき、廃止の届出手続、廃止公告の方法とその届出手続、届出書の記載事項及び添付書類を定めるものである。

(4) 第39条～第42条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、法令違反行為等の届出手続、経由官庁、申請書等の認定資金決済事業者協会の経由及び標準処理期間を定めるものである。

5. 附則

この内閣府令の施行に伴い、施行期日及び資金決済法の施行前においても登録を受けるための準備行為を行うことができることを定めるものである。

第2 施行時期

資金決済法の施行の日